

～ 出席停止期間の基準が変わりました～

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について・・・深谷市教育委員会

標記の改正により、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準が以下の通り改められました。

- ・ **インフルエンザ**：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）
- ・ **百日咳**：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ **流行性耳下腺炎**：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

出席停止日数の数え方の例（発症した日・解熱した日を0日目とする）

凡例：発症日 解熱日 出席停止の期間 登校可能な日

例	2/1 発症 2/2 解熱 発症後5日経過	2/7 から 登校可	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
			出席停止						登校可		
例	2/1 発症 2/3 解熱 発症後5日経過	2/7 から 登校可	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
			出席停止						登校可		
例	2/1 発症 2/4 解熱 解熱後2日経過	2/7 から 登校可	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
			出席停止						登校可		
例	2/1 発症 2/5 解熱 解熱後2日経過	2/8 から 登校可	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
			出席停止						登校可		